

平成30年9月7日
住宅局市街地建築課

オフィス・商業施設などにも宅配ボックスを設置しやすく！

～再配達減少へ、建物用途によらず宅配ボックス設置部分を容積率規制の対象外に～

今般、商品の宅配ニーズの増加により普及が進んでいる宅配ボックスについて、オフィスや商業施設など多様な用途の建築物に設置しやすくするため、先の通常国会で成立した改正建築基準法の一部が施行されることに伴い改正する建築基準法施行令（9月25日施行）^{※1}において、建物用途や設置場所によらず、宅配ボックス設置部分を一定の範囲内^{※2}で容積率^{※3}規制の対象外とすることとします。（なお、宅配ボックス設置部分のうち、共同住宅の共用の廊下と一体となった部分^{※4}については、昨年11月に運用の明確化を行い、既に容積率規制の対象外としています。）

容積率規制の対象になると、容積率にゆとりがない場合、設置を断念するケースも

建築基準法施行令改正

建物用途や設置場所によらず、
宅配ボックス設置部分は、
一定の範囲内で容積率規制の対象外とする

**オフィスや商業施設など様々な用途の建築物で
宅配ボックスの設置がしやすく！**

（再配達の減少、働き方改革の実現・物流生産性革命の推進にも寄与）

＜共同住宅以外の宅配ボックスの設置イメージ＞



オフィス



商業施設

※1 詳細は別紙参照。

※2 建築物の延べ面積（床面積の合計）の1/100まで。

※3 建築物の延べ面積（床面積の合計）の敷地面積に対する割合。地域毎に最高限度で規制。

※4 建築基準法の改正に伴い、「老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの」の共用の廊下と一体となった宅配ボックス設置部分についても、共同住宅の場合と同様に、容積率規制の対象外となります。

＜問い合わせ先＞

国土交通省 住宅局 市街地建築課 松野、石井、井波、野中

TEL 03-5253-8111（内線 39602、39633、39634、39635）

03-5253-8515（直通）、03-5253-1631（FAX）